

平成23年4月10日執行滋賀県議会議員一般選挙において開閉時刻の変更を行う投票所について

	今 回	平成22年 知・参	今 回 の 内 訳
投票箇所数	930 箇所	930 箇所	
変更届出のあった市町数	7 団体	7 団体	大津市 長浜市 近江八幡市 高島市 東近江市 米原市 多賀町
変更届出のあった投票所数	33 箇所	33 箇所	
変更内容(変更後の開閉時刻)			
(1)午前6時から午後7時まで	1 箇所	1 箇所	近江八幡市 (1)
(2)午前7時から午後6時まで	4 箇所	4 箇所	大津市 (4)
(3)午前7時から午後7時まで	28 箇所	28 箇所	大津市 (5) 長浜市 (2) 高島市 (10) 東近江市 (4) 米原市 (4) 多賀町 (3)

投票所の開閉時刻の変更箇所・変更理由一覧表

市町名	投票区名	投票所施設の名称	投票所の開閉時刻		変 更 理 由
			開始時刻	閉鎖時刻	
大津市 (9箇所)	第18区	貫井町自治会館	午前7時	午後6時	当該投票区は、開票所から相当の遠隔地あるいは山間部に位置しているために、迅速・確実性が要求される投票箱の輸送に支障を来すおそれがあるので、投票区開設以来閉鎖時刻の繰り上げを実施している。このことについては、地域住民の間で定着し、慣習化されている。従来選挙においても、繰り上げを実施したことによる支障はなく、選挙執行上円滑な運営がなされている。
	第19区	大津市役所・川支所	午前7時	午後6時	
	第20区	・川小学校	午前7時	午後6時	
	第21区	坂下会議所	午前7時	午後6時	
	第59区	山中保育園	午前7時	午後7時	
	第97区	外畑町自治会館	午前7時	午後7時	
	第98区	貴船会館	午前7時	午後7時	
	第99区	大石小田原町自治会館	午前7時	午後7時	
	第101区	富川会館	午前7時	午後7時	
長浜市 (2箇所)	第106区	摺墨多目的集会所	午前7時	午後7時	当該投票区は、有権者数が極めて少なく、山間へき地で開票所からの距離も遠く、夜間の投票箱の送致には危険が予想されるので、時間的に短縮が必要である。従来より1時間の繰り上げを行っているため、閉鎖時刻の変更については周知されている。また、選挙前には区の有線放送等により周知が図られているので混乱はない。
	第115区	中河内集会所	午前7時	午後7時	
近江八幡市 (1箇所)	第30区	沖島コミュニティセンター	午前6時	午後7時	当該投票区は、選挙人の多くが早朝から湖上へ出漁するため、開始時刻を午前6時とする。また、湖上約6kmの離島であり、風雨、雷等の場合は投票箱の送致が遅れるおそれがあるため、閉鎖時刻を午後7時とするものである。
高島市 (10箇所)	第4区	在原草の根ハウス	午前7時	午後7時	当該投票区は、いずれも山間へき地にあり開票所までの距離が遠く、投票箱の送致に時間がかかり、開票開始時刻に安全に到着させるため従来より閉鎖時刻の繰り上げを実施しているところである。なお、閉鎖時刻を繰り上げることにについて、選挙人に周知徹底されている。
	第28区	角川生活改善センター	午前7時	午後7時	
	第29区	ECC学園高等学校	午前7時	午後7時	
	第30区	天増川自治会交流施設	午前7時	午後7時	
	第31区	保坂区草の根ハウス	午前7時	午後7時	
	第34区	朽木雲洞谷集会所	午前7時	午後7時	
	第35区	朽木能家集会所	午前7時	午後7時	
	第36区	高島市立朽木西小学校	午前7時	午後7時	
	第37区	朽木平良集会所	午前7時	午後7時	
第42区	朽木木地山集会所	午前7時	午後7時		
東近江市 (4箇所)	第39区	東近江市林業センター	午前7時	午後7時	当該投票区は、山間部に所在し開票所までの道程がおよそ21kmと遠距離であるため、投票箱の送致に時間を要する。開票開始時刻を午後9時15分としており、確実に送致する必要があることから閉鎖時刻を1時間繰り上げる。なお、このことは当該投票区の選挙人にも周知徹底している。
	第40区	東近江市鈴鹿の里コミュニティセンター	午前7時	午後7時	
	第41区	箕川町集会所	午前7時	午後7時	
	第42区	君ヶ畑町集会所	午前7時	午後7時	
米原市 (4箇所)	第1区	甲津原交流センター	午前7時	午後7時	当該投票区は、山間へき地にあり、投票箱の送致に時間がかかり開票開始時刻に安全に到着させるため、従来より閉鎖時刻の繰り上げが慣例となっている。なお、選挙人には、周知徹底ができており何ら混乱は来さない。
	第2区	曲谷集会所	午前7時	午後7時	
	第3区	甲賀集会所	午前7時	午後7時	
	第4区	吉槻生活改善センター	午前7時	午後7時	
多賀町 (3箇所)	第7区	芹谷集会所	午前7時	午後7時	当該投票区は、集落が点在する山間へき地にあり、開票所からの距離が非常に遠く、開票事務に支障を来すおそれがあるため、閉鎖時刻を1時間繰り上げている。なお、閉鎖時刻を繰り上げることにについて、選挙人には周知徹底されている。
	第8区	下村草の根ハウス	午前7時	午後7時	
	第13区	大君ヶ畑集会所	午前7時	午後7時	